

# 書かない確定申告

申告はパソコン・スマートフォンからが便利です!

## STEP 1

### 「国税庁ホームページ」へアクセス

「確定申告」でウェブ検索してください。スマートフォンの場合は、右の二次元コードからスマートフォン専用画面にアクセスできます。



## STEP 2

### 「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力します。

金額を入力してください。



## STEP 3

### マイナンバーカードを使って送信

#### 【必要なもの】

- マイナンバーカード
- マイナンバーカード対応のスマートフォン、またはICカードリーダライタ



### IDとパスワードで送信

事前にID・パスワード発行の届出が必要です。申請されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちのうえ、税務署に届け出を行ってください。

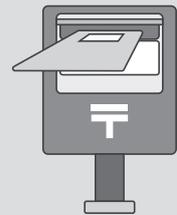


発行



### 印刷して提出

鳥取税務署へ郵送などで提出してください。



## インボイス発行事業者の登録を受けた方の確定申告について

令和5年10月に開始されたインボイス制度に伴い、適格請求書発行事業者として登録されている方は、消費税および地方消費税の確定申告が必要です。該当事業者の方は、インボイスに記載すべき事項のチェックシートや各種リーフレットなどが国税庁ホームページに掲載されていますので、これらを参考に、適切な申告と納付を行いましょ。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



国税庁ホームページ



## 税理士による無料相談会開催

2月23日の税理士記念日にちなみ、中国税理士会鳥取支部所属の税理士による「税の無料相談会」を開催します。お困りごとなどあれば、この機会にぜひご相談ください。

日時 2月21日(金) 10:00～16:00

会場 とりぎん文化会館 2階 第2会議室

事前予約・問い合わせ

中国税理士会鳥取支部事務局

☎ 0857-26-9563

要事前予約



## 「医療費控除」もしくは「セルフメディケーション税制」の申告をされる方へ

「医療費控除」もしくは「セルフメディケーション税制」の申告をされる場合、医療費等の明細書を作成する必要があります。事前に明細書を作成せず、医療機関等から受け取った領収書のみを持って確定申告会場に来られた場合、相談をお受けできませんのでご注意ください。申告用紙等は次の場所で配布しているほか、国税庁のホームページからダウンロードすることもできます。

※医療機関等から受け取られた領収書等の書類は、5年間の保存義務があります。

申告用紙配布先 税務課、船岡・八東住民課

### 医療費等明細の記入例

保管されている医療費の領収書から、  
 ・医療を受けた人ごと  
 ・病院、薬局ごと  
 に集計していただき、1年間に支払った額をまとめて記入してください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
八頭 太郎	〇〇医院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	10,500 円
八頭 太郎	〇〇薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,800
八頭 花子	〇〇医院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	41,000
八頭 花子	〇〇薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,200
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	

## 鳥取税務署で申告される方へ ～鳥取税務署 確定申告会場のご案内～

**確定申告会場** 鳥取市役所駅南庁舎 地下1階(第5会議室)  
 (住所：鳥取市富安2丁目138番地4)

**開設期間** 2月17日(月)～3月17日(月)  
 土・日・祝日は開設していません。  
 (ただし、3月2日(日)のみ、休日相談を実施)

**受付時間** 8:30～16:00まで

**相談時間** 9:00～17:00まで

### 注意事項

#### 【書類提出のみの場合】

○郵送または鳥取税務署1階総合窓口設置の「申告書類提出BOX」にご提出ください。

※令和7年1月から申告書等の控えへの受付印押印は行っていません。

#### 【会場で相談を希望する場合】

○確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。当日発行可能ですが、数に限りがあります。事前発行は国税庁LINEアカウントから行うことができます。

(国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください)

○申告会場では、原則ご自身のスマートフォンで確定申告書等を作成していただきます。

○マイナンバーカードをお持ちの方は、同カードと併せて次のパスワードが必要ですので、あらかじめご確認ください。

- ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- ・署名用電子証明書(英数字6文字～16文字)

○申告会場の駐車場は台数に限りがあります。来場の際は公共交通機関をご利用ください。



友達追加はこちらから